

小学校給食の実施回数増に伴う小学校給食費の改定について（諮問）

上記の議案を提出する。

令和元年 9 月 5 日

提出者 立川市教育委員会
教育長 小町 邦彦

理 由

立川市学校給食運営審議会条例施行規則第 2 条第 2 号の規定による。

諮問文案

立教給第 号
令和 年 月 日

立川市学校給食運営審議会会長 殿

立川市教育委員会

1 諮問

小学校給食の実施回数増に伴う小学校給食費の改定について

2 趣旨

本市の小学校給食事業は、19校のうち8校が単独調理方式、11校が共同調理場方式で運営しており、実施運営にあたっての経費は、学校給食法の定めにより施設、設備、運営等に要する経費は市が負担し、食材料については学校給食費として保護者が負担しております。

学校給食は、児童の心身の健全な発達のため、安全で栄養バランスのとれた食事を提供することにより、児童の健康増進を図るとともに、正しい食習慣の形成、好ましい人間関係の育成等「食育」の分野も担い、教育活動の一環として実施しているところです。

このような中、令和2年度の小学校新学習指導要領の完全実施に伴い、英語の教科化などに対応するため、年間授業日数を増やすとともに、給食実施回数も現在の年間190回から195回に5回増やすこととしました。

つきましては、本市の将来を担う小学生に対し、安全・安心で栄養バランスのとれた給食水準を維持するため、授業時数増加に伴う小学校給食費の改定について諮問いたします。

なお、本市の小学校給食費は、平成28年10月の改定以降据え置いている状況です。